

会議名称：平成29年度2月期古賀市社会教育委員の会議

日時：平成30年2月22日（木） 19時～20時30分

場所：古賀市役所 第2委員会室

主な議題：①ジュニアスポーツ団体の社会教育活動における施設使用時間の制限について
②「第5回古賀市生涯学習笑顔のつどい」について

傍聴者数：なし

出席者：松本議長、松末副議長、船越委員、平島委員、角森委員、
國友委員、佐々木委員、上野委員、村山委員
(以上委員9名)

生涯学習推進課スポーツ振興係 西村係長、村山主事
力丸課長、柴田参事補佐、野田

欠席者：檜山委員

事務局：生涯学習推進課社会教育振興係

配布資料：①レジュメ

会議内容：以下のとおり

委員：

皆さんこんばんは。本日は檜山委員が欠席です。

ただ今から、2月期の社会教育委員の会議を始めます。

それでは、協議事項に入ります。「(1)ジュニアスポーツ団体の社会教育活動における施設使用時間の制限について」、事務局からお願いします。

事務局：

「協議事項1(1)ジュニアスポーツ団体の社会教育活動における施設使用時間の制限について」ということで、今日はスポーツ振興係が説明に来ておりますので、説明の後、ご意見を伺いたいと思います。お願いいたします。

(スポーツ振興係から「ジュニアスポーツ団体の社会教育活動における施設使用時間の制限について」、説明。)

委員：

30分くらい枠をとっておりますので、皆さんご自由にご意見を出していただいて、ここで何かを決定するのではなく、意見を参考にしたいということです。

まず現状について、ご質問があればお願いします。

委員：

一般の方が２２時まで使われるのには、曜日は決まっていますか。

スポーツ振興係：

基本的には２２時まで、曜日は全く決めておりません。月曜日から金曜日まで２０時から２２時までが一般の大人の団体の使用できるということになっております。

委員：

まず、学校体育施設ですが、グラウンドに夜間照明がついているのは、古賀西小学校と舞の里小学校の一部だと思いますが、その他にありますか。この団体が限られたスポーツ競技なのか、例えばグラウンドでするスポーツなのか、体育館でするスポーツなのか、ということをお尋ねしたいと思います。

スポーツ振興係：

行政として照明をつけているところは、今のところは先ほど申されました古賀西小学校のみです。
他の小学校については、団体が自費で設置されているところもあると聞き及んでいます。

委員：

古賀東小学校にありますね。

委員：

あとは花鶴小学校と、小さいものが舞の里小学校にありますね。

委員：

２０時以降を希望しているのはこういったスポーツか、ということは言えますか。

スポーツ振興係：

グラウンドは２０時以降に使用している団体は、一般団体の方もほとんどありません。体育館の方が２０時以降も使われてますので、体育館の問題が大きいのかなと思っています。

委員：

私が先ほど聞いたのは、日によって違うかもしれませんが、ジュニア団体が２２時まで使われて、延長した場合、一般団体は、希望が重なってしまって、使えなくなるということもあるのかと心配だったんですが。

スポーツ振興係：

今のところ２０時までの制限ということで、ジュニア団体が２０時以降使うということは全くないんですが、２０時までにしたことによって、一般団体が使いやすくなった、という意見は出ているみたいです。

委員：

もし制限をなくせば、一般の方とダブるということもあるんですね。

スポーツ振興係：

可能性としてはかなり高いと思います。

委員：

18歳以下ということでしたら高校生までを指しているわけですね。

個人的な考えとしては、小学生にとって、20時以降までスポーツをさせるということは、時間的な問題、体の育成的な問題、両方からしていかななものかと思います。いたずらに長時間運動させることで膝や腰を痛めるかと思います。小学生は成長の過程、というよりその前の段階だと思います。

中学生は、今まさに成長しているという状況の中で、しかも中学生までが、20時以降もスポーツをやっているという、個人的にはあまりよろしくないと思います。

高校生に対しては、ある程度スポーツでやっていこうとか、人生が分かれてくるところなので、認めるとしたら、高校生で先の道に進みたい、といった考えのチームや集まりはある程度年齢的、肉体的にも許容できるのかもしれないと思います。

小・中学生はやはり22時には寝ていてほしいので、今の状態の方がいいかなと思います。

委員：

学校体育施設というところで限定されていますが、武道館も中学校内にありますが、そういったところからも意見は出てきていますか。

スポーツ振興係：

武道館は社会体育施設になっていますので、同様に、ジュニア団体は20時以降は使わないでください、とお話しています。

ただ、20時以降も使わないと練習時間が足りない、という声は上がってきてます。

委員：

委員の意見では、小学校までは制限すべきであるということでしたが、中・高校生から具体的にこういった要望があがってきたんですか。体育館というと、バレーボールかバスケットボールですね。

スポーツ振興係：

他のスポーツの団体もあります。

委員：

中・高生の要請があるわけですよね。混合ですか？

スポーツ振興係：

そうですね。切り分けが難しいので、かなり判断が難しいです。

委員：

私の息子も花鶴小学校で卓球をやっていて、２１時までやっていたのが、この前練習に行ったらもう２０時には終わっていたみたいで、この規定が入ったからだと思うんですよね。

花鶴の卓球は小・中・高校生と大人も入ったクラブだったので、本当は小・中・高生は２０時までだけで、大学生とかもたまに来て、その人たちは２１時までやってよかったのに、２０時で一斉にやめるようになったと思うんですよね。

今、小・中・高校生といった話が出ていますが、高校には行っていない子たちもいるわけで、昼間仕事をして夜にスポーツをしようと思うと、一般社会人の団体に入ることになる。そうすると、夜２０時までしかできなくて、仕事をしている勤労青年たちはスポーツする機会を奪われてしまうと思うので、ジュニアの線引きを、普通スポーツ団体でジュニアというと小学生だけをさすと思うんですけど、このジュニアの線引きを１５歳以下に下げると、違うのかと思います。

スポーツ振興係：

資料に書かせていただいていないんですが、古賀市ではジュニアスポーツ団体が施設を使う場合、減免がありまして、ジュニアスポーツ団体であると認められたところに関しては、使用料を取らず免除としておりますので、またその切り分けもかなり難しいかなと思っています。ちょっと別問題になるかなと思いますが。

委員：

学校体育施設に限定しておられますが、学校体育施設を使わないスポーツ団体がありますよね。

今の話では年齢を分けるということですけど、それは学校体育施設の使った上で年齢を分ける、ということですが、学校体育施設を使わない団体もあるので、古賀市全体で年齢の制限をかけるのか、あくまでも学校体育施設を利用する団体のみジュニアを制限するのか、古賀市全体のジュニアスポーツの練習のあり方の論議が必要ではないかと思っています。

スポーツ振興係：

実は私たちが管理している学校体育施設以外は私たちの力が及ぶ範囲ではなくて、例えば自治公民館で長い時間練習されているところもあるかと思いますが、把握ができておらずなかなか平等にはできないのかな、ということですので、「『学校体育施設を使う場合は』ということで制限をもうける」というのは、「なるほど」と思いました。

委員：

練習の質についてですが、20時に終わるということですが、時間通りに始まっているかどうか、案外だんだら始まって、終わりがだんだらと長くなるということもあるかと思います。

例えば、コーチがなかなか来られなくて、自主練習をやっている、やっと来られたら時間が来てしまった、とか、そういうことがあれば時間を長くするというのはどうかな、と思います。それから3時間以上の練習が、どれくらい子どもたちの体に負担があるか、と思います。結構大変ですね。

それと必要があると思ってるのは子どもたちのか、頑張らせようと思ってる大人なのかわかりませんが、練習すればするほど上手にはなると思います。練習の質とかも考えあわせて、時間を決められたほうがいいんじゃないかなと思います。

委員：

私も皆さんと同じで質の問題で、時間については2番目だと思います。

小学生は特に20時で止めて、中・高生は指導者の方の考え方だと思います。

スポーツについて私は詳しくないですが、監督やコーチに聞くと、今は時間じゃなくて質で、自主性だという意見をよく聞くので、委員が言われたように、指導者にもう一度話をされて本当に3時間以上必要なのかを確認された方がいいんじゃないかなと思います。

時間を伸ばすのは、特に小学生は、やめたほうがいいんじゃないかだと思います。学校、授業に影響するんだと思うんですね。朝、元気に出校する小学生が、僕らが見ていてすがすがしいし、よく8時半すぎに1人で歩いて通学してる子を見ると、何があったのかなと心配するんで、やはり健全のためにも、子どもは親がどこかで守ってあげないと、コーチの方に引っ張られると無理が出てくるんじゃないかなと思います。

委員：

20時までということに賛成いたします。子どもたちは20時に終わって家に帰っても、まだまだすることがたくさんあります。ご飯を食べてお風呂に入って宿題して、それでどうしても寝るのが遅くなって、次の日に影響ということになりますので、子どもたちは20時までということに賛成します。

委員：

体育館は夜でも照明がついていてすごく明るくて、明るさの下で睡眠のサイクルが狂ってしまって、大きく言えば不調が出てくるのかな、と思います。不登校に陥る子どもたちは、スポーツをやっている、運動し過ぎたりとか光を長時間浴びたりで、社会体育でバスケットをやっているのに、中学校で不調が起きる子もいます。

小学生までが20時までというのは、やはり私も賛成で、それが中学校までとか、高校まで、どこが1番適正な年齢制限かは私もわからないところです。

また、年齢が混合のチームがあるということですが、先ほどの卓球であれば何歳以下の子どもは帰らない、と言えると思いますが、今いろんなスポーツの種類があって、人数がいないと活動自体が成立しな

いというようなスポーツの中で、小学生が帰ったら活動できない、という現状があるということも考えないといけないのかなと思います。

また先ほど言われたように、１６～１８歳で高校に行っていない子どもの運動や人と出会う場が、どんなところでより良い形で保証されてるのかな、という現状がわかりませんので、一律に小学生は皆さん思われると思いますけど、中学生それから高校生ぐらいの年齢の対象の活動の内容や、制限のかけ方でプラスマイナスを、しっかりと吟味しないといけないなと思いました。

現状を自分も把握できてないので、そのあたりをご存じの方にしっかり聞き取りもしたい、ということと、先ほど委員のご意見で学校体育施設だけでなく、古賀市全体の健全育成ということを考えると、時間の明文化がいろんな子ども条例のような大きなところで、ある一定の指針が出されていないのかなと思いました。私も勉強不足で申し上げにくいんですけど、施設の利用だけじゃなくて、子どもの育成ということの視点から、述べていく必要もあるのかなと思いました。

委員：

私は結論としましては、現状維持がいい、と思います。資料に「福岡県が進めている『早寝早起き朝ごはん』」ということですが、これは県だけではなく、古賀市の教育委員会も進めているんですよね。ですから、これをブレずにやっていただきたいと思います。

やはり子どもたちの健全育成ということを考えれば、「早寝早起き朝ごはん」。２０時までたっぷり運動して、体を動かして、その後は家に帰って入浴、食事、家族のだんらん、家庭学習とかあれば家庭学習をして、遅くても、２２、２３時には寝るという、青少年の健全育成というのがねらいですから、その原則はブレないほうがいいかなと思います。どうしても、それ以降やりたいということであれば、プライベートルな時間をつくって、練習に励む。

例えば休日に自ら練習を行うとか、そういったところは各個人の工夫でやるべきであって、学校の施設は子どもたちを育成するための施設ですので、あくまでも古賀市の教育委員会の基本的な姿勢から、逸脱しない範囲内での指導、子どもたちの育成が１番いいのではないかと思います。

他に意見がないようですので、以上としたいと思います。

スポーツ振興係：

大変参考になりました。

出していただきましたご意見を踏まえて、指針などを出していきたいと思います。

本日はありがとうございました。

（スポーツ振興係、退席。）

委員：

協議事項の途中ですが、早退者がいますので「平成３０年度各種委員の役割分担」について先に行いたいと思います。事務局お願いします。

（「『平成30年度各種委員の役割分担』について」、事務局から説明。）

（人権尊重推進委員、社会「同和」教育推進協議会理事、子ども子育て会議委員を決定。）

（委員から、日本経済新聞「スウェーデン流に学ぶ」、西日本新聞「子どもたちに第三の居場所」、「福岡市放課後補習全小学校で」、「多種目運動体験が好評」、「小中女子の体力最高更新」の紹介。）

委員：

それでは、協議事項に戻ります。

「(2)第5回古賀市生涯学習笑顔のつどい」について、事務局お願いします。

（「第5回生涯学習笑顔のつどい」の発表者の途中経過について、事務局から報告。）

委員：

続いて、「3. 報告事項『(1)社会教育委員の活動報告について』」、委員よりお願いします。

（委員より、活動報告。）

委員：

「(2)糟屋地区社会教育委員研修会」について、感想があればお願いします。

（参加委員より感想。）

委員：

「(3)グランドデザイン報告会について」、参加者は4名でしたが、感想があればお願いします。

（参加委員から感想。）

委員：

グランドデザイン報告会については、来年度から正式にご招待いただくようになりました。平日の昼間ですのではなかなか出にくい状況もあるかと思いますが、できるだけ参加していただき、各学校の経営報告、経営方針を聞いていただき、皆さんの社会教育の活動に活かしていただきたいと思います。

次に、「(4)平成30年度福岡ブロック教育委員研修会について」、事務局お願いします。

（「平成30年度福岡ブロック社会教育委員研修会について」、事務局より報告。）

委員：

それでは、「4. その他(1)各委員から」、何かあればお願いします。

(委員から、西日本新聞「事業所対抗『歩く王』決定戦」の紹介、「西っ子アンビシャス広場2018春の陣」の紹介、「子ども美術展」及び「童謡まつり」の紹介。)

委員：

次に、「(2)社教情報No.78」、「『(3)社教連会報No.82』の送付について」、「(4)平成29年度第47回九州ブロック社会教育研究大会宮崎大会」、「(5)健康・体力づくりウォーキング講座」、「(6)古賀を歩こう！歩いてん道ウォーク～桜咲く道めぐり～」について、事務局お願いします。

(「社教情報No.78」、「『社教連会報No.82』の送付について」、「平成29年度第47回九州ブロック社会教育研究大会宮崎大会」、「健康・体力づくりウォーキング講座」、「古賀を歩こう！歩いてん道ウォーク～桜咲く道めぐり～」、追加で「第60回全国社会教育研究大会青森大会」、「古賀市青少年育成市民会議の支援(賛助金)について(お願い)」について、事務局より説明。)

委員：

他になければ、おわりの言葉を委員からお願いします。

委員：

お疲れさまでした。